

企業の観光デザインと地域デザインとの 緊張・相剋

—城崎の温泉慣行を侵蝕し敗れた城崎温泉土地建物の事例—

Tensions & Conflicts between Tourism Design and Community Design:
Focusing on Dissolution of the “KINOSAKI” Spa Land Company
Eroded Local Customs of the Spa

小 川 功
Isao OGAWA

要 旨

地域・コミュニティ主導の自律的観光（着地型観光）が脚光を浴びている今日、緊密に連動してしかるべき地域デザインと観光デザインとの相互関係の重要性が改めて認識されつつある。本稿では両者の融合・調和が全くはかられず、緊張・相剋の末に観光企業が蹉跎し、淘汰された忌むべき敗残事例を著名な城崎温泉で蓄積されてきた過去の泉源保全経験の中から発掘してみたい。大正中期のバブル経済の中で相場師・会社屋・興行主等が城崎駅前山麓の農地を極めて有望と見て買い占め、土地会社形態で別荘地を造成、新泉源を掘りあてモダンな共同浴場を建て、地元で忌避されてきた禁じ手の内湯ホテルを強硬に開業し、泉源を死守する湯島地区と緊張関係を生じた。当社が構想した一連の観光デザインは外湯主義というコミュニティ独自のデザインと全く相容れず、温泉慣行遵守を叫ぶ住民の強い抵抗に遭遇して運営は円滑に進まなかった。当社発起人層の夢想した観光デザインも短期差益追及・資源収奪的であり、大正6年豊岡に支店を置いたばかりの兵庫県農工銀行も地方産業の発展策と信じてバブルに乗って甘い融資を行った。当社自身はもちろん、株主、債権者、加えて土地会社の実質的なプロモーターたる現物商らの証券関係者は重視してしかるべきコミュニティの歴史・文化・風土・有限な資源、とりわけ肝要な永年にわたるコミュニティの温泉慣行に無理解なまま、思い思いに城崎温泉の観光デザインを着想し一攫千金の土地投機を試みたが、全くの思惑外れに終わった。

キーワード：観光デザイン、城崎温泉、温泉土地会社

1. はじめに

20年前のバブル期までの我が国では外来の観光企業等がある日突然に現地に進出し、用地を全面買収して住民を排除するなど住民不在型の全国一律の開発方式がむしろ主流であった。企業が営利主義だけで観光開発を推進すれば当然に地域の論理との間に深刻な相克を生じる。換言すれば企業側が勝手に思い描いた観光デザインが、地域の論理すなわちコミュニティが長年にわたって構築してきたデザイン（コミュニティデザイン）と波長が合わないだけでなく、自律的なデザインを根底から破壊してしまう可能性が高い。西山徳明氏は「自律的観光とヘリテージ・ツーリズム」の中で「自律的観光」について次のようにいう。「ツーリズムは、産業資源の乏しい開発から取り残された地域にとって時として地域発展の甘い汁として劇的に作用することがある。一方では、観光開発などを全く望んでいない平穏な地域を、突然嵐のように襲うこともある。…ツーリズムは、地域の観光政策を設定しこなしうる組織が存在する地域においてのみ、発展のための健全な刺激をもたらすことができることになる」⁽¹⁾

京都、湯布院などは資源に固有性が高く、ツーリズム空間とコミュニティの空間的分離度が低く、かつ地域運営の主体が地元または行政・第三セクターであり、コミュニティによるツーリズムの自律的管理の可能性の高い先進的事例とされる。本稿⁽³⁾でとりあげた城崎温泉、特に中心部の湯島というコミュニティも古来温泉権を伝統的に厳格に自律的管理してきた典型例とされる。この「湯島村は…其他の生計も亦概ね温泉に依らざるは無し」⁽²⁾とされる温泉依存のコミュニティに、相入れぬ中央主導の城崎温泉土地建物（以下当社と略）の観光開発の波が襲い、地域に混乱を招く。そうした折も折、北但大震災と火災がコミュニティを襲い、温泉街はほぼ全滅、当社も一部類焼を免れたとはいえ、壊滅的な打撃を被った。この災害は同時に大正期以前の城崎温泉の観光史料の全面喪失をも意味するので、当社の記録もきわめて乏しく、未解明部分が多い。残されたわずかな株主名簿に掲載された株主名や、現物商らの手になる『土地会社総覧』等を唯一の手がかりに当社株主・支配層の属性の解明を試みた。幸いコミュニティの温泉史料では川島武宜、北条浩両氏の探索の成果があり、兵庫県農工銀行でも植田欣次氏の優れた研究があって、双方のサイドから当社の観光デザインをあぶり出すことで、当社資料の絶対的不足を補おうと努めた。

2. 城崎独自の温泉慣行

川島武宜監修・北条浩編『城崎温泉史料集』の示すごとく、城崎温泉は歴史的に温泉管理の主体が地元であり、「城崎は曾て上水道を布設し浴場を改築し今回また電灯会社を買収して町営と

なすなど其町政は常に活動して土地の繁栄策に余念なき」(TK63)と評されるなど、地域によるツーリズムの自律的管理が徹底して行われた地域の一つである。「三軒衆」(町史, p578)とか、後に「御三家」(物語, p122)とも呼ばれた「上等」(町史, p568)老舗旅館の油筒屋(西村六左衛門)、三木屋(片岡平八郎、郁三父子)、西村屋(西村佐兵衛)がほとんどの期間町長として町政の中心となって活躍した。このうち城崎の「旅舎五十余戸軒を列ね…就中油筒屋、三木屋の二軒最も壮麗なり」⁽⁴⁾と評された。

独特のコミュニティデザインにより、「当地は外湯制」⁽⁵⁾で「旅館には内湯がなく、皆町営で地藏湯・柳湯・一の湯・御所の湯・曼陀羅湯・鴻の湯の六ヶ所の浴場がある」⁽⁶⁾点に、内湯に慣れた田山花袋は「湯銭を払って、そして、橋の向うにある共同浴槽へと入って行く…城の崎は…私の心を惹かなかつた」⁽⁷⁾と否定的であった。城崎温泉は「去る大正十四年但馬地方大震災の際、全町殆んど灰燼となった…が、其後必死の復興により全く旧観を更め、町は以前より却って繁華になった」⁽⁸⁾と評された。例えば北但大震災からの城崎復興に奔走したアイデアマンの西村佐兵衛⁽⁹⁾城崎町長が、起死回生策としてデザインしたのが自身が代表取締役となって昭和6年7月城崎に設立されたエア・コミューターの元祖である。城崎～松江、城崎～大阪間の夏期定期航空路を経営した日本海航空株式会社は地域による自律的観光の萌芽とも位置付けられよう。

3. 城崎における洋式ホテル計画

各種コミュニティデザインの実践という側面において「地方有志者も亦土地の発展策を講じ旅館、公衆温泉場、電灯、電話等の設備をなす」(総覧, p71)と好意的に評された城崎では各旅館が競って「改良向上に努めた…中でも目を見張らせた」(町史, p642)のは西村屋の西村兄弟の観光デザインによる明治末期の「城崎ホテル」計画であった。この計画は近代化に熱心だった「西村氏の実弟卓二氏に依りて企てられ、阪神地方に賛成者多かりしも城崎町民一部の反対あり、殊に財界不況の時代に遭遇し計画は遂に挫折した」(TK62)とされる。城崎町戸主会の標語「温泉擁護」(物語, p176)に象徴されるように、城崎町の支配層は源泉保護したがって外湯主義=内湯反対で一貫していたため、城崎町民の反対を受けホテル計画はあえなく挫折した。こうした一部にみられた新規の試みは城崎町内の対立や確執、その背景にある但馬地方の党派対立の根深さによって、具体化、起業を大きく阻害し、実現に至らぬ場合が多かったようである。

大毎記者 TK 生は大正4年「現今の城崎の如く西洋人の来浴者あるも之れを容るべき旅館なく殊に洋風旅館一ヶ所もなき温泉場に於ては此計画の如きは頗る緊要の事」(TK62)であるとした。

大正4年ころ西村兄弟の計画とは別に「大阪の資本家に依りてホテル建設の計画あり」(TK62)と聞いた TK 生は「一部の旅館に対して斯の如き影響なしと云うべからざれども、ホテルが出来

ればまた随ってハイカラ筋の湯治客増加すべく殊に貴顕や西洋人の来浴を頻繁ならしむべきに依りそれだけ城崎全体の繁盛を加うる所以なればホテルの設置は寧ろ大に之を歓迎しなければならぬ」(TK62)と主張した。しかしコミュニティの認識を打破する革新的内容の観光デザインである大規模洋式ホテルが「建設さるれば他の在来旅館は忽ち衰微を来す」(TK62)と悲観して、前回と同様に城崎町民には「其設立を喜ばざるもの」(TK62)が多かったようである。

「大正六、七、八年ノ頃城崎町民ニ非サル者カ町民間ノ永年ノ慣習ヲ知ラズ城崎町ニ土地ヲ購入シ別荘ヲ建設、温泉ヲ掘鑿」(史料, p198)、「大正七、八年頃城崎ニ別荘ヲ設ケ内湯ヲ設置」(史料, p231)するというコミュニティを揺るがす事態が発生する。具体的には、いわゆる大正バブル期に相当する「大正五年乃至八年ノ頃国内一般ノ好景気ニ伴レ阪神地方ノ富豪西尾類藏、吉田敬徳、前田トミ等ガ城崎温泉地ニ別荘ヲ設ケ泉源ヲ掘鑿シテ自家用内湯ヲ設置シタ」(史料, p233)のであった。当時城崎町の幹部は「之ニ対シテハ富豪ノ別荘設置ヲ歓迎ノ意味モアリテ直ニ廃棄セシメズ、湯島ニ内湯条例制定ノ場合之ニ従フヘキ旨ノ一札ヲ差入レセシメ自家用内湯ノ使用ヲ承認シタ」(史料, p233)とされる。富豪別荘の歓迎派の西村作兵衛¹⁰⁾(佐の誤記と解すると、前述の城崎ホテル計画の推進とも符合する)は富豪らの購入に際して「旅館経営者等ガ内湯を設置することは能はざるも個人ガ別荘用に内湯を設置することは支障なき」(史料, p433)旨説明した。

4. 城崎温泉土地建物の設立

こうした富豪の別荘が城崎に建ち始めた状況の中、別荘建設、温泉掘鑿、内湯設置の延長線上に「更ニ城崎温泉土地建物株式会社カ創立セ」(史料, p198)られたものと理解されている。すなわち城崎温泉土地建物(以下当社と略)は大正8年11月28日「城崎町に於ける温泉旅館土地建物の経営及売買並に賃貸借其他之に附属せる諸種の営業諸興業料理業兼物品販売公市社債及諸株式売買及一般信託業を営む」(総覧, p70)目的で、大阪の株式取引所仲買人「植木米蔵氏等一派の發起に依り」(T8.12.5内報③)資本金100万円、25万円払込、2万株で城崎町に設立された。大正8年10～11月という時期は「一日一社の割合で新会社が製造される。最も多いのは土地建物。コノ二月間に出来たものの資本金無慮四億一千万円」(T8.11.25大毎)と言われるほど、大正バブルの絶頂期に当たり、新設71社の業種別内訳は「土地建物会社の十三社を最多とし炭鉱会社の十一、工業に属すべきもの十社、紡績織物九社など多数を占め」(T8.11.25大毎)ていた。城崎方面でも大正8年城崎自動車、9年玄武洞土地建物(町史, p1202)、10年城崎倶楽部、11年城崎劇場などの観光企業や施設が相次いで設立・開設(町史, p649)され、大正後期に城崎温泉の近代化が進展したとされる。しかし本稿が主題とする城崎温泉土地建物の名は『城崎町史』の本編(年表を含む)の記述に登場せず、史料編に僅かに断片的にその痕跡が認められるにとどまる。

筆者は当社が町史記載の価値がない存在ゆえ捨象されたとは考えず、城崎町民との接点が乏しく、したがって家文書等にも含まれる可能性が低く、町史編纂の際にも関連史料が収集されなかったためかと想像している。地元の自治体史編纂に関与された編者の手になる『明治大正昭和豊岡・城崎』では当社の写真を発掘して掲載（豊岡, p97, 106）し、一定の評価を与えておられるからである。

当社発起人総代の植木米蔵（兵庫県武庫郡精道村）は大阪株式取引所仲買人で現物商をも兼ねる株式仲買業、所得税 783 円（紳 T11, p62）、東大阪電気鉄道専務、城東土地、山陽炭礦、当社各取締役（要 T11 役中, p145）、大阪郊外住宅監査役（株式 T10, p734）、大正 9 年 3 月大阪証券取引株式会社の発起人であった。一説には松島肇が「城崎温泉土地株式会社の創立者」（T9. 12. 20 法律）とされたり、当社は「当〈大阪〉市柳広蔵氏発起の下に城崎温泉経営及大遊園地設置の目的を以て資本金百万円の前記会社創立せり」¹¹⁾とされるなど、幾人もの創立者の名前が報じられているが、植木米蔵、柳広蔵、田中元七、実弟の田中胡四郎らに松島肇を加えたメンバーは投機仲間で、盛んに株式投資、土地の現物投資、そして不動産を証券化した当社のような土地会社への関与を共同して行っていた土地会社のプロ達であった。当社監査役となった田中胡四郎の実兄・田中元七は「関西切つての利権師」¹²⁾と噂された「その道の強か者」であり、こうした“大物”が多数関わったがゆえに有望銘柄と目されていた。

大正 10 年の主要な役員は以下の通り。（総覧, p71）

社 長 美馬儀平¹³⁾

専 務 林清市 [大阪市東区高麗橋 2、1,000 株 (#6)、生瀬別荘土地取締役、当社代表取締役（要 T11, 役上 p74）、大正 14 年には当社監査役、昭和 8 年では金光温泉代表取締役、砂川温泉土地取締役、山陰商事監査役、大日本興業取締役（要 S8 役上 p59）]

取締役 象佐太郎 [大阪市東区北浜 3、当社取締役のみ（要 T11, 役中 p74）]

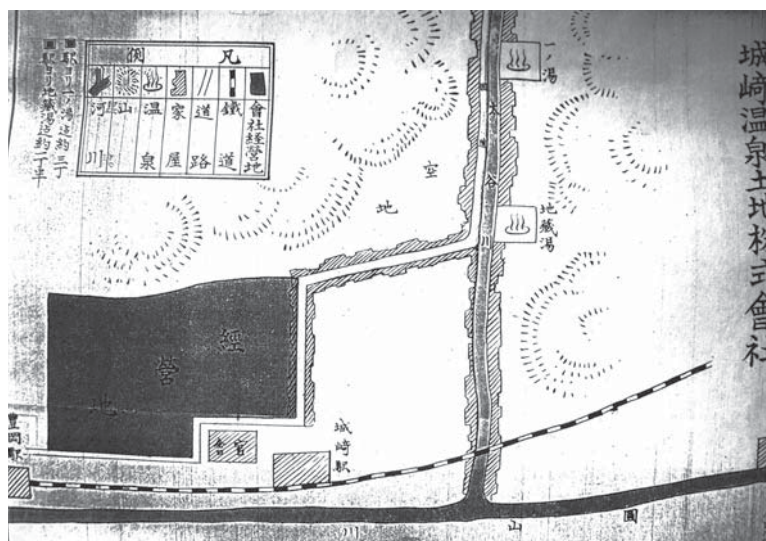
大庭竹四郎 [神戸市相生町 4-10、500 株 (#6)、安政 6 年生れ、火山灰商（人事, を p59）、日本農具製造合資会社業務執行社員（『兵庫県管内紳士録』明治 39 年, p162）、神戸労働取締役（人事, を p59）、日本農具製造、当社各取締役（要 T11, 役上 p134）]

5. 城崎温泉土地建物の観光デザイン

商事信託の社長木村準治が監修し、「放資家の必読す可き参考資料」「之によりて利殖を図る一助ともならん」との意図の下に「調査部長法学士蛭間幸成氏編輯にかかる約半歳間の日子を費して漸く出版せし土地会社総覧」（商事信託の広告）に収録された当社の「設立趣意」には当社の創立者連中が思い描いた彼らなりの観光デザインが語られている。

「設立趣意」によれば大正中期の時点における城崎温泉の温泉リゾート地としての欠点として、「第一に温泉旅館の不足、設備の不完全、第二は一家団欒して経済的に遊浴に適當なる家族貸別荘なき事、第三には浴客の徒然を慰むべき娯楽場の欠除せる事」（総覧, p71）の3点を挙げ、「此の欠点に着眼し浴客を満足せしむべき設備を完全にして城崎温泉をして益々発展せしめん」（総覧, p71）と「理想的公園浴場」（総覧, p71）等を設置するとのグランド・デザインを掲げていた。この温泉街との相乗効果を謳う当社の「理想的公園浴場」の理念そのものは、昭和7年に地元が本多静六博士に依頼して観光デザインの提言をもらった「広大な森林公園」（史料編, p758）を含む「城崎温泉発展策」と重なる部分も見られ、実現はしなかったものの、あながち排斥されるべき劣悪な内容ばかりではなかったようにも思われる。

〔写真-1〕の当社経営地図のように城崎温泉の中心市街地に所在する町営共同浴場「地蔵湯」にも接続可能な山陰線城崎駅の北東側の弁天山西麓のほぼ整形の大画地に着目した。ここはリング畑だった所で、明治42年9月山陰線が城崎まで開通し駅が開設されたのを機に、明治44年城崎小学校が市街地から移転（町史, p644）して来ていた。この駅前とは名ばかりの「ところどころに空地のある、淋しい…新開地」（町史, p645）を「大正八年九月…買収価額二十万八千七百五円即ち一坪当り三十五円」（総覧, p71）で「城崎の市街に接続せる停車場付近の宅地を買収し、自然の美を損せず之を開拓して山水秀麗、眺望絶佳なる好適地約六千坪を得、茲に理想的公園浴場を作らん」（総覧, p71）とデザインし、「加之温泉源泉地を買収」（総覧, p71）した。「経営地へ同温泉及白湯を屋内に設置」（総覧, p71）した結果、『大正九年附鉞泉営業名簿』（史料編, p218）によれば大正9年時点で当社はすでに湯島区内の泉源主となっている。



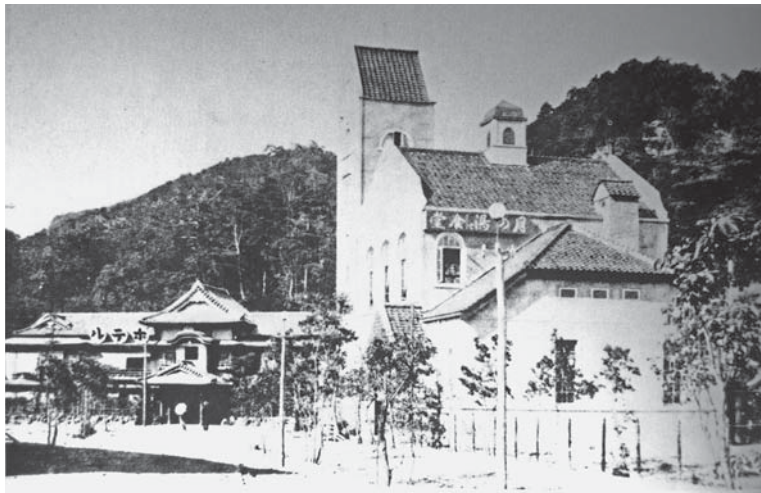
〔写真-1〕

当社の構想のうち、実際に実現にこぎ着けた事業を列挙すれば、まず城崎駅前一带の経営地として約 1.8 万坪を所有し、敷地内に 2 階建 6 棟、延 310.25 坪のホテル（直営「城崎ホテル」）、44 戸 497.2 坪の住宅（貸家）を建築し、さらにホテル、別荘利用者等が温泉を楽しむ共同浴場として 117.75 坪の「月ノ湯温泉」を順次建築した。（株式会社 T14, p388）内湯裁判の記録にも当社が「城崎駅前付近ニ城崎ホテルヲ建築シテ内湯設備ヲ設ケタルト共ニ他面大規模ナル私設共同浴場『月ノ湯』ヲ計画シ、其ノ泉源トシテ城崎町湯島ノ地域内ニボーリング使用ニヨリ新式泉源ヲ掘鑿スルニ至リ…」（史料, p234）、「城崎温泉土地建物株式会社カ原告（湯島）区ノ地域内ニ大規模ニ新泉源ヲ掘鑿シ之ヲ城崎駅前（今津）ニ引湯シテ於テ私設共同浴場『月ノ湯』ヲ計画シテ次テ之ヲ実行シタリ」（史料, p230）との事実が記載されている。

新泉源の確保に成功した当社は「前〈T13/7〉期ヨリ会社直営ノ…月の湯温泉ハ新規営業」（#6）を開始した。「城崎ホテル」の館主名は林清市（当社代表取締役）、電話城崎 29 番¹⁴、室数 26、総畳数 182、宿泊料は 2 円 50 銭以上、3 円であった¹⁵。

一方共同浴場「月ノ湯温泉」に関しては「大正十年城崎温泉土地建物株式会社カ城崎町今津（原告区区域外）ノ土地ニ共同浴場「月ノ湯」ヲ開設セシ際ニ於テモ、右ハ城崎町長カ原告区ノ温泉使用料条例並浴場支配人規定ニ依リ之ヲ管理シ、浴場支配人等総テ同町長ノ任免ニ係リ、温泉ノ名称モ同町長之ヲ定メ、唯右会社ハ入浴料ノ半額ノ交付ヲ受ケタルニ過ギス」（史料, p223）との裁判記録もあり、かなり共同浴場経営に城崎町の規制が強く働き、当社としてはあまり旨味がなかったようにも解される。

昭和 57 年発行された写真集『明治大正昭和 豊岡・城崎』は当社の貴重な写真を発掘して複数掲載したが、なぜか「月の湯ホテル」との名で呼んだ。神戸新聞の渡辺昭義記者が同紙に執筆連載し、単行本として昭和 58 年に発行された『城崎物語』には「大正 11 年、城崎に初めて出現した城崎ホテル」（物語, p143）として「町温泉課資料」なる [写真 - 2] を掲げ、「十一年、城崎温泉土地建物株式会社が設立され、駅前に『城崎ホテル』建設、同年『地藏湯』裏に『城崎劇場』建設」（物語, p143）と記載している。写真集『豊岡・城崎』が「月の湯ホテル」と呼んだ建物を『城崎物語』では「城崎ホテル」と呼び、町史が依存する石田松太郎「手記」の中では「ホテルは見へるが…」（史料編, p866）「ホテルは建っているが…」（史料編, p867）と単に「ホテル」と記すなど、文献により呼び名が混乱¹⁶している。筆者は当該写真の原典である絵葉書のキャプション「城崎ホテル全景・月の湯温泉」の記述に注目して、当社の駅前の主要施設の全体は「城崎ホテル」と呼ぶべきであり、別棟の共同浴場が「月の湯温泉」であり、その一部に看板の出ている「月の湯食堂」が併設され、広く一般客の利用を呼び掛けていたものと「全景」を理解している。下村彰男氏は「城崎に初めて出現した城崎ホテル」に関し『城崎町史』が何ら言及していないにもかかわらず、おそらく『城崎物語』収録の当該写真を見て、城崎「駅前に出現した最初の宿は大正 11 年の『城崎ホテル』である。月の湯食堂という非営にモダンな外観のレストラン



[写真－2]

を併設していた。このように近代化へ向けて力強く動き始めた」(下村, p78) と、ホテル名称を「月の湯ホテル」ではなく、正しく「城崎ホテル」と呼んだ上で町の近代化の象徴として肯定的に評価した。ホテル開業時期が『城崎物語』記載の大正11年ではなく大正12年8月1日から13年7月31日までに当社の第五期中であり、写真－1に写る「月の湯食堂」は、「城崎ホテル」とは別棟の共同浴場「月の湯温泉」棟の方に併設されていたという些細な点を除けば、下村氏の指摘に異存はない。このように城崎に関する主要な文献により呼び名が混乱することは、当社施設に関する基本的な史料が地元にも残存せず、当時渡辺記者などが取材した地元の古老も当社関係の記憶がかなり薄れていたことを想起させる。『城崎物語』の文脈からは城崎劇場も当社が建設したようにも読み取れる。同書は別の頁で「大正十二年ごろ神戸の金持ちらが『地藏湯』裏に『城崎劇場』を建てた」(物語, p130) とするから、地元では当社＝「神戸の金持ちら」という大雑把な把握であり、地元民自身の関与した施設に比べて、「城崎町民ニ非サル者」が設置した施設への関心の度合いは当然ながら薄かったものかと想像される。

6. 城崎温泉土地建物の役員変遷

大正11年の役員は(要 T11, p55) 社長の美馬儀平が退任済みで、

代表取締役 林清市 [前出]

取締役 象佐太郎 [前出、T14/7 には持株なし (#6)]

同 大庭竹四郎 [前出]

- 同 豊田善次郎 [大阪府鷺洲町浦江、当社取締役のみ (要 T11, 役上 p112)、T14/7 には持株なし (#6)、紳 T11 なし]
- 同 山川吉太郎 [大阪府南区末吉橋通 4-19、1,000 株 (#6)、千日前 T9/5 期 1,500 株 (千日前 #1 営, p15)、④ 1,920 株。帝キネ専務、大正 13 年 1 月千日前代表取締役 11,900 株主 (千日前 #6 T13/11)]
- 同 大和藤兵衛 [千日前代表取締役 T9/5 期 690 株 (千日前 #1 営, p15)、③ 2,520 株 帝キネ取締役、T14/7 には持株なし (#6)、大正 13 年 6 月千日前の役員辞任、200 株主 (千日前 #6 T13/11) に大幅後退、金融業、大阪市議 (紳 T11, p204)]
- 同 松井伊助 [千日前 T9/5 期 1,515 株 (千日前 #1 営, p16)、⑤ 1,515 株 山川と組んで創立した帝キネ社長、六甲土地取締役 (要 T11, p15)、39 年大株仲間、仲間組合、株栄会の代表、北浜信託専務、日本信託銀行取締役、和歌山信託社長、和歌山紡織取締役、信貴土地建物相談役。大正 8 年引退し松井商店を松井憲三に委譲]
- 監査役 田中胡四郎 [田中元七の兄。千日前 320 株主 (千日前 T9/5) 大阪千日前土地建物各監査役 (要 S8 役上 p197)、大阪野江土地建物監査役 (株式 T10, p725)、T8/5 キャバレー・ツパノン 200 株 (#1 営)、九州新天地土地建物にも関係]
- その後大正 13 年ころに登場する新役員 (株式 T14, p388) は以下の通り地元ないし近隣町村の人物である。
- 取締役 長耕作 [兵庫県香住町、300 株主 (#6)、金光温泉取締役 (要 S8, 役上, p96)、明治 20 年生れ、大正 11 年香住漁業組合長、12 年香住村長に就任し、香住漁港建設に尽力、昭和 4 年死亡 (『兵庫県人物事典下巻』のじぎく文庫, 昭和 43 年, p56)
- 取締役 山本宇一 [兵庫県美方郡浜坂町、共立商工銀行監査役のみ (要 T11, 役中 p201) 大正 13 年 9 月取締役辞任、持株なし (T14/7#6)]
- 取締役 坂本誠一 [兵庫県城崎町湯島、200 株 (#6)、名誉助役 (町史, p739)、室数 13 室、収容数 35 人、電話城崎 159 番、「並等」(『日本温泉大観』昭和 16 年, p941) の「赤石屋旅館」(史料 p230) を経営し、「昭和二年七月ヨリ約一ヶ年半…内湯ノ広告ヲ為シタ」(史料 p230)。兵庫県温泉町、大日本興業 (取締役は林清市)、金光温泉監査役 (要 S8, 役下, p136)、兵庫県城崎町湯島 (諸 S10, 上 p824)、要 T11、役なし、「内湯反対派の中心人物」(町史, p739)、内湯裁判で証人として証言 (史料 p230)。昭和 8 年城崎音頭制定に関与 (史料編, p739)、昭和 35 年北但大震災の思い出を証言した後、昭和「三十八年、七十九歳で没」(物語, p159)、「赤石屋」は地蔵湯の西隣]
- なお田中胡四郎 (T14/7300 株) は大正 13 年 9 月監査役を辞任した。また非役員株主として林 恕之 (T15/7 期 200 株)、齊江竹蔵 [鳥取市本町、T15/7 期 100 株、鳥取糖業取締役 (要 T11 役下, p114)] などがある。

7. 地域の外湯主義と当社の観光デザインの相克

前述したように当社の役員・主要株主等の支配層は阪神地方の投資家、さらには相場師仲間とその同調者たちであったと解することができる。ごく一部に地元、近隣の日本海側の役員・株主を含むが、かれらに主導権はなく、いわば中央資本主導で構想された、地域不在の観光デザインが実行され、地域の共感を得られぬばかりか、以下にみられるような反発を招き、その後の内湯裁判の導火線の役割を果たした。(当社は震災後の裁判進行過程では、事実上機能停止状態にあったためか、裁判のものには無関係であり、「訴外」の位置づけであるが、度々裁判記録に名前が登場する。)

内湯裁判における城崎町の大宗を占める外湯派の主張には以下のような当社の観光デザインへの告発とも受け取れる、注目すべき内容を含んでいた。「大正六、七、八年ノ頃城崎町民ニ非サル者カ町民間ノ永年ノ慣習ヲ知ラズ城崎町ニ土地ヲ購入シ別荘ヲ建設、温泉ヲ掘鑿シ、更ニ城崎温泉土地建物株式会社カ創立セラレ其ノ目的タル事業ノ一トシテ『ホテル』ヲ経営シ浴場ヲ設置セムトスルニ至リシヨリ、町民ハ非常ニ驚キ、温泉ノ濫掘ガ泉源ヲ枯渴セシメ、延テ町民ノ生活ヲ脅カスモノト為シ、全町拳ッテ温泉ノ掘鑿ヲ禁止スヘキ県令ノ制定ヲ請願シタ」(史料, p198)

「大正七、八年頃増資本金百万円ノ城崎温泉土地建物株式会社設立セラレ、城崎駅前付近ニ城崎ホテルヲ建築シテ内湯設備ヲ設ケタルト共ニ他面大規模ナル私設共同浴場『月ノ湯』ヲ計画シ、其ノ泉源トシテ城崎町湯島ノ地域内ニボーリング使用ニヨリ新式泉源ヲ掘鑿スルニ至リタル為、此ノ種掘鑿ノ後続ヲ虞レ、乱掘取締ノ必要ヲ真面目ニ有識者間ニ考慮セラルルニ至リ、其ノ結果トシテ城崎町ヨリ県当局ニ取締規定ノ制定ヲ見ルニ至リタルモノナリ」(史料, p234)

すなわち外湯派の理解では当社の大規模なホテル、浴場設置とともに「町民ハ非常ニ驚キ…町民ノ生活ヲ脅カスモノ」として、「此ノ種掘鑿ノ後続ヲ虞レ」以後急速に盛り上がりをもせていく内湯禁止運動の重要な契機(=裁判の導火線)となったと捉えている。

これに対して町内では少数派にすぎない内湯容認派の当時の理解では主に今日流の地域振興、観光振興の推進上、「城崎ニ別荘ヲ設ケ内湯ヲ設置シタルコト原告区並城崎町民一般カ当時之ヲ歓迎シ居リタルコト」(史料, p231)として「町ノ発展上之ヲ歓迎」(史料, p234)するものと解釈する姿勢を貫いた。

裁判で外湯派は内湯派の上記のような理解に対して以下のように詳細に反論した。「大正八九年好景気時代ノ阪神地方富豪ノ自家用内湯設置ハ内湯不許ノ慣行ニ反スルモノナレトモ、之ハ地方ノ事情ニ通セサル都人士ノ行為ニシテ、之アルカ為メ慣行カ廃止セラレタリト為ス能ハス。殊ニ右自家用内湯開設者ハ当時城崎町長宛書面ヲ以テ『後日内湯条例制定ノ上ハ之ニ服従スヘキ』旨ノ誓約ヲ為シ居リ、而モ右浴槽設置ハ自家人浴用ノ限度ニ止マルヲ以テ、浴客用ノ内湯不許ノ慣行ニ反スルモノニ非ス。

城崎温泉土地建物株式会社カ共同浴場及内湯設置ノ計画及実行ヲ為シタルハ、湯島区外今津ニ於テ為シタルモノニシテ、而モ内湯ト云フモ温泉ヲ使用シタモノニ非ス。而シテ同社ノ共同浴場月ノ湯ハ区ニ対シ総収入高ノ五割ヲ上納シテ、数ヶ月間経営シタルコトアルモ、之ハ参加人区ノ同意ニ依リテ為シタルモノナリ」(史料, p205)

外湯派の主張では当社共同浴場の自由な経営を野放図に放任していたのではなく、外湯主義に反しないように、相応の規制を当社側にかけて、厳重な町の管理下に置いていた点を強調した内容となっている。当社側の立場からいうならば、当社の観光デザインが地元の根強い反対に遭遇して、かなり不本意な修正、町への上納を余儀なくされた結果、経営不振の一因ともなったということであろう。さらに当社に次の大震災が加わる。

8. 北但大震災と当社

大正14年5月23日の大震災直後(原稿は震災前に校了)の大正14年6月6日発行の大阪商店『株式年鑑 大正十四年度』には初めて当社の財務諸表が収録されている。掲載の基準は特に明記はされていないが、取引所に上場されている著名企業は例外なく収録されている。今回の大正十四年度版で当社はこれに準じた候補企業と扱われたものであろう。ただし上場企業では「株式相場」欄があるが、該当がない。(他の土地会社も大半は同様)翌年の大正15年6月10日発行の大阪商店『株式年鑑 大正十五年度』には当社は削除されている。震災の打撃等で大阪商店の収録基準を満たさなくなったものかとみられる。土地評価金組入の根拠は当社の月ノ湯「設備中、為めに土地価格に於ても坪当り一百円内外を示し」(総覧, p71)たと解している。「月ノ湯損失」に見合う「月ノ湯」の売上高が未詳であるが、最大でも貸地貸家料4千円未満であり、町営の「六個の共同浴場」が、「年額合計三、四万円の入浴料収入」(史料 p220)を挙げたのに比較して、1割にも満たない微々たる規模であった。

大正14年5月23日の大震災でまんだらやの石田松太郎は「手記」の中で「右岸はと見れば中の島を隔てて〈城崎〉ホテルは見へるが、〈城崎〉駅の建物はどうしたことか目につかない」(史料編, p866)「船中で羽織袴を脱ぎ捨てて身軽になり駅の線路を踏み越へると、ホテルは建っているが、駅の建物は無惨につぶれてある」(史料編, p867)と記載している。このように概ね「城崎町は全滅に帰し町及び全町民の財産は滅亡し」(T14. 5. 26大朝)た中で、「会社ハ貸家四十六戸火災ニ罹リ、ホテル、月ノ湯温泉ハ多少ノ破損ニテ火災ヲ免レ、此ノ如ク不幸ニ遭遇セシモ城崎町ニ於テハ震災被害ハ同町全滅セリ。独り我会社所有ホテル及月の湯温泉ノミ火災ヲ免レ存在スルハ不幸中の幸」(#6)という状態であった。岡山県川上町の青年会が派遣した救助隊員が撮影した城崎駅前への救援テント村の写真[写真-3](豊岡, p106)には、保険金迅速支払を謳う日本生命、



[写真-3]

仁寿生命、大正生命等の仮設建物群の奥に特徴ある月の湯温泉の洋館と城崎ホテルの和風建物が写されており、洋館大屋根の瓦が一部崩落するものの会社が報告する通り「火災ヲ免レ存在スル」事実が確認できる。城崎駅前付近に立地し木造家屋が連なる市街地から離れていたため類焼を免れ、幸いにも新築直後の城崎ホテルが「僅に焼残った」のであった。当社の震災被害は「震災什器損害其他」8,971円、「同焼失家屋四十六戸」90,918円の合計で約10万円に達した上、月ノ湯温泉で481円、城崎ホテルで1,363円と、期待した新設2部門でも計で1,845円の欠損を計上するなど、T14/7期の当期欠損は156,482円と払込資本金の3割にも達した。約1.8万坪あった「当社経営地残余ハ未ダ一万三四千坪アル」(#7)と、この間に差引き4,000～5,000坪売却できた計算である。しかし震災後に「二千五百余坪ト城崎町中央部二位セル旧敷地一千五百余坪ト交換セシ」(#7)結果でもあったから、正味の分譲実績は微々たるものであった。

当社は「ホテル及月の湯温泉ハ応急ノ修繕ヲ加へ、現今開業セシニ、好結果ヲ得ツツアリ」(#6)とした。当社は希少価値の出た城崎ホテルを内湯旅館として宣伝に力を入れ、「昭和二、三年頃城崎温泉土地建物株式会社ノ経営ニ係ル城崎ホテルニ於テ内湯ヲ儲ケ、一般宿泊客ノ使用ニ供シタルモノナラズ、対外的ニ内湯旅館トシテ広く広告シ居タリ」(史料p236)とされる。当社が広く広告していた昭和2年12月には内湯「反対者側闘將ト認メラルル町会議員宿屋営業者齊藤惣

三郎並ニ、運送業生田達治外数名」(史料 p325) が城崎旅館同業組合総会の内湯反対の旨の決議を「宣言書」として頒布するなど、当社の動きに地元の目は引き続き冷ややかであった。当社は震災後の前途を不安視する株主に対し「城崎駅大拡張ニ付、会社ハ拡張ニ必要ナル地面ヲ寄附シ、其レガ為メ駅ノ前面ニ位スル我経営地ハ地価ノ騰貴スベキ好結果ヲ見ルニ至レリ」(#6) とか「震災地復旧ノ結果ニ依リ、我経営地ハ前途有望視セラレアリテ、今后ハ如何ニ発展スルヤ目下準備中」(#6) などと、さかんに震災復興関連の用地売却可能性への淡い期待を滲ませた。しかし翌 T15/7 期の当期欠損は 25,994 円と震災関連の約 10 万円の特別損失を含み 156,482 円だった前期よりも大幅に減ったものの、城崎ホテルを中心とする「賃貸料」収益 7,200 円に対して、営業費が 7,532 円に上り、ホテル欠損は 211 円と依然として採算ラインには届いていない。

9. 当社株主の動向と兵庫農銀との関係

当社株主数の推移を見ると、大正 12 年 7 月末 114 名、13 年 7 月末 109 名、14 年 7 月末 59 名 (#6)、15 年 7 月末 62 名 (#7) と激動している。13 年から 14 年にかけて株主数が半減した理由は 1 位株主の①向井浅吉 (大阪) T14/7 期 6,970 株 (発行株数 2 万株の 33.35%)、2 位の新田佐平 (兵庫) T14/7 期 6,240 株 (31.2%) 両名の名義による株式集中がこの時期に生じたためと考えられる。不思議なのは圧倒的な 1、2 位株主の二人が紳士録や他社の大株主名簿で知り得ない人物で、かつ当社役員にも就任しない点である。通常はこうした場合、名を出せない何らかの事情があった真性な大株主が別に存在した可能性が多く、買い占め、失権株の公売などと推測される背景を以下に述べてみたい。まず大正 14 年 7 月期の当社「第六回営業報告書」には 13 年 12 月第 5 回株金払込 (2 円) を決議し、北但大震災 (14 年 5 月 23 日) の 2 か月前の同年 3 月 10 日を期限として徴収した。震災前にもかかわらず、相当の失権株が出た。被災した城崎の本店機能不全を代替するため、震災 3 日後の 5 月 26 日には早くも林清市の自宅と思しき「大阪市東区高麗橋二丁目二十四番地ニ出張事務所新設」(#6) し、競売の準備に臨み 6 月 25 日「商法ノ手續ヲ経タル失権株式競売」(#6) を実行した。失権株競売を含む 14/7 期の「株式名義書替十四件 此株数一千四百株」(#6) (1 件当たり@ 100 株) と、翌 15/7 期の「四件 此株数五百六十株」(#7) (1 件当たり@ 140 株) の 2.5 倍になっている。1 件当たり@ 100 株という数値は、役員ないし役員有資格者たる大株主の株主移動 (失権を含む) であろう。現に「山本宇一氏取締役辞任及田中胡四郎氏監査役辞任ス」(#6) と、会社内容を熟知する現役員からも先行きを懸念する撤退行動が複数確認できる。特に美方郡浜坂町の山本は地元の共立商工銀行監査役 (要 T11, 役中 p201) を兼ねており、取締役辞任直後の 14/7 期には持株がなく (#6) 信用面への影響は重大であろう。

そんな折当社は第 5 回株金払込直後の 14 年 3 月「小松土岐四郎氏ヲ相談役トシ重役同様待遇

為ス旨決議」(#6)という、異例の対応をした。つまり現役員も動揺し株主も払込を躊躇し、相当の失権株が発生して苦境に立った時点で、小松は「救世主」然の相談役として登場する。当然に小松と、14/7期筆頭株主の向井浅吉(大阪6,970株)、二位の新田佐平(兵庫6,240株)という属性未詳の圧倒的二十大株主との間になんらかの関係があるとみるのが自然である。

小松土岐四郎(兵庫県武庫郡大社村)は岡山県平民小松市次郎の弟に生れ、特殊銀行たる兵庫県農工銀行(以下兵農銀と略)頭取の大谷吟右衛門の妹コツル(明治20年3月生れ)を妻として(人事、をp83)、義兄の大谷が主宰した江州紡績専務(要T11, p91)を兼ねた。兵農銀が再建に関わったとみられ最終的に大和紡績に売却して債権を回収した江州紡績の場合、兵庫県の不動産業者の増本光蔵も取締役(要T11役中, p239)に加わっている。おそらく小松は実力者たる義兄の意向で兵庫農銀のダミーとしてこれらの役員となった人物と推測される。したがって当社でも小松相談役と向井・新田の圧倒的二十大株主を同系株主との筆者の推論を拡大すれば、総株数の6割を占める向井=新田=小松ラインの背後には兵農銀の影がある確率が高い。なぜなら兵農銀は当社にT15/7期23.5万円¹⁷⁾を融資する主力行だからである。第六期の損益計算書に前期のT13/7期分を併せ「農工銀行第五六期利子」(#6)38,511円を計上することは前期すでに兵農銀への利払延滞を意味する。震災後の城崎温泉組合の「起債総額ハ実二百六万余円ニ達シ、一、政府ノ低資ヲ本町ヨリ転貸シタルモノ金五十万円。一、農工銀行其他地方銀行ヨリ借入レタルモノ金五十六万五千二百円」(史料編, p732)であった数値に比し、当社1社で23.5万円は相当突出しており、兵農銀としては整理に本腰を入れざるをえない状態であったと思われる。町が震災後に兵農銀の査定を援用し温泉組合に復旧資金を転貸した事例においても「貸付当時ノ担保価格ハ県農工銀行ノ査定ニ基キ其ノ範囲内ニ於テ貸出額ヲ決定…シタルモノナルモ、一般財界ノ乱調ニ伴ヒ土地家屋ノ価格モ現今ノ時価何レモ暴落シテ半額ニ価セス」(史料編, p732)というのが、昭和6年当時の城崎の惨状であった。震災後の評価でさえその後の昭和恐慌で半額以下に暴落したのであるから、大正バブルの絶頂期に当社へ融資した兵農銀の担保価格の下落はより一層無残なものであったことは間違いない。こうした兵農銀側の立場で考えると、当社に多量の失権株が出て、株主の動揺を招く最悪の事態をなんとか回避するため、おそらく向井浅吉・新田佐平などダミーを使って失権株を安く確保し、当社を確実に銀行管理下に置き、本格的な抵当権実行を含めて抜本的に整理せねばならぬ切実な保全動機¹⁸⁾が存在したのではないかと現時点で筆者は想像している。

10. 城崎温泉土地建物のその後の推移

入手できた時期の当社の財務諸表の概要を[表-1]に整理したが、その後の状況は数値を得ないままに、消息を探ることしかできなかった。まず、共同浴場月の湯温泉の消息は「前〈T13/7〉

企業の観光デザインと地域デザインとの緊張・相剋

[表- 1] 城崎温泉土地建物の財務諸表（大正 12～15 年）

貸借対照表

単位千円

	12/7	13/7	14/7	15/7	増減		12/7	13/7	14/7	15/7	増減
土地建物	634	634	543	544	△90	借入金	181	200	206	236	+55
什器	18	19	16	16		支払手形	5	23	12	19	+14
利子	0	18	1	0		未払金	20	16	34	22	+2
その他	14	22	38	33	+19	その他	3	2	2	6	+3
小計	666	693	598	603	△63	資本金	457	459	500	500	+43
当期損失	0	7	156	26							
繰越欠損	0	0	0	164		負債資本計	666	700	754	783	+117

損益計算書

貸地貸家料	4	4	3	7
営業費	15	10	11	8
月ノ湯損失	0	2	1	0
ホテル欠損	0	0	1	0
震災損失	0	0	100	0
建設費其他	0	0	8	0
農銀利子	0	0	38	26
土地評価組入	11	0	0	0
差引当期損失	0	7	156	26

(資料) 『株式年鑑』大正 14 年, p388、城崎温泉土地建物第 6, 7 回『営業報告書』(T14/7～T15/7)

期ヨリ会社直営ノ…月の湯温泉ハ新規営業」(#6) したものの、「打続ケル財界ノ不況ハ増々不景氣ヲ来シ殆ンド底知レザル状勢ニシテ我直営モ意ノ如クナラズ」(#6)、内湯裁判記録では「此ノ共同浴場ハ数ヶ月経営セラレタル後遂ニ中止セラレタリ」(史料, p223) と、極めて短期間で経営が行き詰まったことを推測させる。

次に「城崎ホテル」の方は「昭和二、三年頃城崎温泉土地建物株式会社ノ経営ニ係ル城崎ホテルニ於テ内湯ヲ設ケ、一般宿泊客ノ使用ニ供シタルモノナラズ、対外的ニ内湯旅館トシテ広く広告シ居タリ」(史料, p236)、「昭和二年七月ヨリ…城崎ホテルニ於テモーケ年間内湯ノ広告ヲ為シタ」(史料 p230) などと震災後も公称・内湯旅館「城崎ホテル」として経営を継続していたことが判明する。ただし城崎ホテルの内湯広告には「温泉内湯ノ意ニ非スシテ白湯ヲ指スモノナリ」(史料, p230) との指摘もあり、ホテルの内湯と、従前の月の湯温泉との対応関係は未詳である。

北但大震災後の『営業報告書』には「城崎駅ノ拡張ト城崎町ノ復興ハ当社経営地ヲ有利ニ導キ…現実既ニ数口ノ売約ヲ為シ…城崎尋常高等小学校ノ敷地拡張ノ為メ…経営地ニ接近シテ新校舎ノ設置セラルルコトハ付近ノ賑盛ヲ来タシ、順次土地需要ヲ喚起シ地価モ從ッテ騰貴スルニ至ルベキヲ確信セラル」(#7) と復興需要に淡い期待を込めていた。昭和 3 年 7 月の公文書に当社の名前が登場し、町史・史料編にも収録されている。西村町長退職に伴う「吏員事務引継一件」に

は「本町立城崎尋常高等小学校舎敷地ハ城崎土地建物株式会社ト新校舎敷地ト交換シ、其契約ニ基キ旧校舎敷地ハ区画整理土地埋立ニ準シ該土地ハ県ノ補助及町費ヲ以テ埋立ノ契約ヲ為シ、工事未了ナルモ其契約ハ別紙ノ通りトス」(史料編, p726)と社名は誤記されているが、敷地交換の内容は当社『営業報告書』とも一致する。しかし駅前の一部所有地を除き、創業以来の主要経営地の所在した城崎駅の南西側には現在でも、尋常高等小学校の後身たる城崎小学校の敷地が広がるだけで、繁華性のある市街地を形成しておらず、当社が意図してきた温泉付別荘地形成を中心とする一連の観光デザインは結局のところ、ものにならなかったことは明らかである。

三菱の資料課図書室が入手し得た当社最後の『営業報告書』の「営業報告」末尾は「当社経営地残余ハ未ダ一万参四千坪アルヲ以テ、城崎町復興ノ完成ヲ俟チ相当ニ売却セラルルコトハ想像ニ難カラズ。前念悲観ノ要ナキモ当分隠忍自重ハ免ガレザルナリ」(#7)と地価再騰貴の到来をじっと我慢して待つほかないと結ばれている。おそらく現実には悲観説のシナリオに沿う形で、長期の「隠忍自重」を余儀なくされた末に、「郊外ニ於ケル無収益ノ宅地見込地ヲ抵当トスル貸付」¹⁹⁾を敢行した大口債権者であり、おそらく実質的な大株主でもあった兵農銀の手で、甲陽土地の場合などと同様に難物件の処分・換価に奔走し、整理・清算の道を辿ったものの「久シク整理シ得ザリシモノ」²⁰⁾「難物件」²¹⁾の一つを構成していたものかと推測される。

『帝国銀行会社要録』昭和5年版の金光温泉〔城崎町今津、設立大正8年11月、資本金100万円、払込50万円、株数2万株〕の項には「附記 昭和四年九月城崎温泉土地建物株式会社ヲ改称ス」(帝S5, p69)とある。一方『営業報告書目録集覧』²²⁾には昭和4年城崎温泉土地建物は金光温泉を合併して金光温泉旅館と改称したとあり、武知京三氏も上記により「城崎温泉土地建物＝金光温泉旅館(昭4)」²³⁾と解するが、『帝国銀行会社要録』の原典となった『官報』²⁴⁾の記載と一致しない。観光客相手の商売をする観光業者が所在不明の社名にわざわざ改称する動機は想定しにくく、町との敷地交換も一段落した昭和4年9月あたりに当社の保有資産に好ましくない大きな変動(たとえば兵農銀による競落)が発生した可能性を示唆するのではないか。改称直後の金光温泉の役員には突如代表取締役として全く新顔の小西源治(神戸市福原)が、取締役として小西聖夫(大阪市西区仲町)が一時期だけ登場し、すぐに姿を消すが、同じ松江炭礦役員でもある小西姓の二人は同族とみられる。小西聖夫が取締役となっている六甲土地はこの時期、特殊株主集団²⁵⁾による尋常ではない私的整理の真っ最中にあることから判断して、小西らは当社にも同様な私的整理目的で関与した可能性を否定し難い。また従前からの当社役員の林清市もこの時期、京畿鉄道²⁶⁾(昭和7年破産宣告)という札付きの泡沫会社の監査役に加わるなど、当社役員層の劣化傾向は一層顕著となる。

兵農銀の管理していた当社担保物件でもある城崎ホテルのその後の消息は昭和6年現在の城崎旅館組合員83軒の一つに含まれ、法人名の金光温泉ではなく、従前通り「城崎ホテル」の名称で一般営業していることが確認できる。(史料編, p908)しかし5年後の昭和11年現在の「組合

員名簿」80軒の中には該当なく、改称、他に転売、旅館廃業の可能性の中で、5年間に組合員総数が83軒から80軒に減少すること、昭和12年以降の『日本全国諸会社役員録』に金光温泉も掲載されなくなったことからみて、改称ないし他旅館等に転売ではなく、このころ廃業の可能性が高いと考えられる。残念ながら筆者の調査が及ばず、当社の最終的な収束状況は未詳であるが、城崎ホテル・月の湯の所在した城崎駅前当社の所有地一帯は駅前の業務地区に変貌をとげた。

むすびにかえて

観光に関わる者の一人として、誤った観光デザインのもたらす弊害になんらかの警鐘を与えるならば…と思い、古来の名湯・越後松之山温泉⁸⁶に続き、今回は但馬の城崎温泉土地建物に着目し、地域・コミュニティのデザインとの関係如何を探ってみた。当社の経営したホテルと食堂は「当時としてはひときわモダンな建物として話題を呼んだ」（豊岡, p97）という意味で、狭義の観光デザインという観点からは一定の評価を与えるべきかもしれない。しかし筆者の考える広義の観光デザイン⁸⁷という観点からは当社の観光デザインは全くの失敗例である。当事者である会社自身の思い描いた観光デザインが、城崎温泉の湯島地区のコミュニティの持ち続けてきた「城崎方式」なる外湯主義という独自の観光デザインと全く相容れず、開業・運営は終始円滑に進まなかったからである。また当社の支配的株主層・当社株を恐らく揚言して推奨販売したであろう現物商らが思い描いた観光デザインも大正バブル期の発起という時代背景も反映して、極めて短期的差益追及型・資源収奪的な性格を帯びていた。本来はこれを糺すべき崇高な使命もあったと思われる兵庫県農工銀行幹部行員も時流に流されるままに極めて安易な観光デザインを思い描いたのであろうか、同行の他の融資事例から類推して当社に対しても審査も不十分なままに、宅地見込地担保の極めて甘い融資を行ったものかと推定される。このように当社自身とそのステークホルダーであるコミュニティ、株主、債権者等は、いずれも思い思いに城崎温泉の観光デザインを着想し、行動に移したが、いわば全くの「同床異夢」であった。観光部門とコミュニティの地域の諸部門とがほぼ同一のベクトルを形成し、連携調和し積極的に相手を許容して共同歩調がとれていたなら、草津など他の先進地域で確認できるような相当な相乗効果が発揮されたはずだが、温泉資源上の制約がそれを許さなかった。観光デザイン相互の相克の結果とでもいえるべきか、当社はコミュニティとの連携の欠如（むしろ反目）に起因する設備の低稼働等による極度の経営不振、コミュニティは当社の温泉掘削を契機とする関係者の乱掘による湯量の涸渇化、株主は長期無配当・値下がり・売却困難化、銀行も貸付債権の固定化・焦付き等、ほとんどの当社のステークホルダーが多かれ少なかれ、相応の打撃や損失を被ったものと考えられる。また大正バブル期の徒花というほかない当社の開発行為そのものも『明治大正昭和 豊岡・城崎』等に写真が掲載され

たほかは『城崎町史』⁹⁾に記載されることもなく、地元の方々の記憶にも残らず、筆者が初めて当地を訪れた昭和40年代初頭においてさえ忘却の彼方に消え去った幻影でしかない存在である。

注

- (1) 石森秀三・西山徳明編『ヘリテージ・ツーリズムの総合的研究』国立民族学博物館調査報告21号、平成13年3月
- (2)(4) 野崎左文『日本名勝地誌第七編』博文館、明治29年、p312。城崎の旅館経営に関して浦達雄氏の先行研究「城崎温泉における小規模旅館の経営動向」(『大阪観光大学紀要』9号、平成21年3月)、油筒屋の関係者・井口衡氏のご教示を受けたことに深謝する。
- (3) 本稿では頻出する会社録、基本文献等を以下の略号で本文中に示した。①会社録／諸…牧野元良編『日本全国諸会社役員録』商業興信所、要…『銀行会社要録』東京興信所、帝…『帝国銀行会社要録』帝国興信所、内報…『帝国興信所内報』帝国興信所、株式…『株式年鑑』野村商店・大阪屋、紳…『日本紳士録』交詢社、人事…『人事興信録』人事興信所、大正7年／②新聞・雑誌／大毎…大阪毎日新聞、法律…法律新聞／③基本文献・資料／営…城崎温泉土地建物『営業報告書』(回数を#で表示)、町史…『城崎町史』昭和63年、史料編…『城崎町史 史料編』、豊岡…『明治大正昭和 豊岡・城崎』昭和57年、物語…渡辺昭義『城崎物語』神戸新聞社、昭和58年、案内…森永規六編『西部鉄道監理局線名勝遊覧案内 全』浜田日報社、明治43年、巻末広告欄(頁付なし)、総覧…蛭間幸成編『土地会社総覧』商事信託合資、大正9年、下村…下村彰男「わが国における温泉地の空間構成に関する研究-2-近代における温泉地空間の変遷」『東京大学農学部演習林報告』9号、平成6年6月、植田…植田欣次「戦間期における「市街地金融」と不動産銀行の機能—兵庫県農銀の融資基盤の考察—」『地方金融史研究』第31号、平成12年3月、史料…川島武宜監修・北条浩編『城崎温泉史料集』城崎町湯島財産区、昭和43年、TK(回数)…TK生の連載記事。大正4年5～8月大毎。
- (5) 松川二郎『近畿日帰りの行楽』大文館、昭和11年、p407
- (6)(8) 『旅程と費用概算』日本旅行協会(JTB)、昭和14年、p728～729
- (7) 『温泉めぐり』博文館、昭和2年、p442
- (9)(10) 四代目西村佐兵衛は明治15年生れ、早大卒、「温厚の資は町民の衆望を惹きて能く一方の勢力を代表」(TK62)、日本海航空を主宰、憲政会をバックに町長として震災復興に活躍(『兵庫県人物事典下巻』、p59)
- (11) 『増田ビルブローカー銀行旬報』第4巻31号、p12
- (12) 清水啓次郎『私鉄物語』昭和5年、p191
- (13) 美馬儀平(下谷区御徒町)は「東都に出て日本勧業融通会社を創立し…社長…日本国民銀行を起し…頭取」、日本人造社社長、日本大正炭、東洋自転車製造、大正メリケン粉製造各創立委員(『大日本実業家名鑑』大正8年、p38)、枚岡土地、日本農具製造各取締役、共益炭業監査役(要T11、役下p159)

企業の観光デザインと地域デザインとの緊張・相剋

- (14) 全国同盟旅館協会編『全国旅館名簿』 神田屋商店出版部, 大正 15 年 6 月, p10
- (15) 『温泉案内』 日本旅行協会, 昭和 2 年, p187
- (16) 呼び名が混乱する原因の一つに会社自体も「ホテル及月の湯温泉」(#6)と表現すること、地元民が城崎唯一の存在として、城崎を省略して単に「ホテル」と呼び慣わしていたことがあろう。
- (17) 23.5 万円という融資額は植田氏作成の昭和 11 年末の兵農銀の本店・尼崎支店管内「大口貸出先一覧」(植田論文, p72 所収) の 101 中 28 位に相当し、大正 6 年「開店の当初は…貸付金額二十余万円に過ぎ」(『兵庫県農工銀行三十年誌』 p56) なかった豊岡支店管内では最上位に位置しよう。
- (18) 城崎町当局も同じころ兵庫県知事宛の嘆願のなかで「今之〈温泉組合の担保物件〉ヲ処分センカ、第一低〈抵の誤記〉当権者タル農工銀行ニ優先権ヲ有サレ、本〈城崎〉町ハ第二次ニ移ルコトトナリ、仮ニ農工銀行又ハ本町ニ於テ之カ処分ヲ成シ、万一其ノ時期ヲ誤ルカ如キコトアラハ到底取捨ノ途ヲ失ヒ立所ニ多数ノ破産者ヲ出シ、延テハ本町ノ自滅ヲ来スヤ明ニシテ…」(史料編, p732) と転貸金 50 万円の回収困難に実情に先順位抵当権者たる兵農銀ともども苦悶していた。
- (19) 『兵庫県農工銀行合併調査報告書』 昭和 12 年 1 月 (植田論文, p65 所収)
- (20) 『第 26 回支店長会議諮問事項答申書』 昭和 15 年 4 月 (植田, p68) 後に兵農銀を吸収した勸銀神戸支店長は後年の昭和 15 年旧兵農銀融資先に関し「特ニ久シク整理シ得ザリシモノガ漸ク整理完了ヲ見タルモノ多ク、丸島土地、御津干拓、天宅くに、垂水土地、山脇延吉、若江次郎等ノ難物件ノ整理ガ着々トシテ進捗シタコトハ誠ニ欣快」(同答申) と、「整理シ得ザリシ…難物件」が多数存在した事実に言及した。
- (21) 『営業報告書目録集覧』 神戸大学, 昭和 48 年, p170
- (22) 武知京三『近代中小企業構造の基礎的研究』 雄山閣出版, 昭和 52 年, p222
- (23) 昭和 4 年 12 月 20 日『官報』第 894 号付録, p20～21 には豊岡区裁判所城崎出張所の商業登記として「昭和四年九月二十二日商号ヲ左ノ通り変更ス。金光温泉株式会社」が昭和 4 年 10 月 5 日登記されている。
- (24) 拙稿「近江商人系資本家と不動産・観光開発—御影土地を中心として—」『彦根論叢』第 375 号, 平成 20 年 11 月参照
- (25) 京畿鉄道は田中真人, 宇田正, 西藤二郎『京都滋賀・鉄道の歴史』 京都新聞社, 平成 10 年 p309～310 参照
- (26) 拙稿「ハイリスクの温泉権等に投資した地元銀行・県外信託の観光デザインの結末—越後・松之山温泉の温泉権一括譲渡を素材として—」『彦根論叢』第 394 号, 平成 24 年 12 月参照。
- (27) 拙稿「“観光デザイナー” 論—観光資本家における構想と妄想の峻別—」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』第 14 号, 平成 24 年 10 月、「“擬似温泉” ビジネスモデルの興亡—観光デザインの視点から—」『跡見学園女子大学観光マネジメント学科紀要』第 3 号, 平成 25 年 3 月参照。
- (28) 筆者も自治体史編纂の末席を汚した数少ない体験から類推して、『城崎町史』でも地域に残る旧家の文書群の発掘整理解読作業に日夜格闘された結果でも営業報告書はもちろん当社の記録すら乏しかったのかと想像される。おそらく当社がコミュニティと隔絶した位置関係にあったためであろう。